

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品																																											
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項 ○具体的な内容 「令和6年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。																																											
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考																																			
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠																																					
		(別紙)																																											
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和6年4月1日 ○適用期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日																																											
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>香味着色糖等の輸入指定糖については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖調法」という。）に基づき、指定糖調整金及び関税を徴収することとされ、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が指定糖の売買を行う際、WTO協定税率（以下「譲許税率」という。）の範囲内で一次、二次調整金の徴収を行うこととなっている。</p> <p>指定糖の税率については、ウルグアイ・ラウンド以前には譲許していなかったが、平成7年4月1日以降、調整金及び関税を合計した額について譲許しており、平成12年度まで同率で引き下げることとされたことから、関税部分についても、暫定税率として同率引き下げを行った。</p> <p>現在の指定糖の一次調整金（令和3砂糖年度平均）は、粗糖で約28円/kg、精製糖で48円/kg程度となっている。また、国内の砂糖の需給動向を踏まえて、農林水産大臣が定める輸入指定糖の数量を超えて輸入される粗糖については、二次調整金（令和3砂糖年度）として約26円/kg（精製糖換算：27円/kg）が一次調整金に上乗せして課されている。</p> <p>具体的なデータとして角砂糖（1701.99-100）を例とし、過去5年間のデータは以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">単位：円/kg</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>29SY</th> <th>30SY</th> <th>R元SY</th> <th>R2SY</th> <th>R3SY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲許税率</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> </tr> <tr> <td>基本税率</td> <td>63.50</td> <td>63.50</td> <td>63.50</td> <td>63.50</td> <td>63.50</td> </tr> <tr> <td>暫定税率</td> <td>39.98</td> <td>39.98</td> <td>39.98</td> <td>39.98</td> <td>39.98</td> </tr> <tr> <td>調整金(一)</td> <td>41.79</td> <td>40.45</td> <td>39.38</td> <td>36.44</td> <td>29.72</td> </tr> <tr> <td>調整金(二)</td> <td>26.86</td> <td>26.82</td> <td>26.82</td> <td>26.82</td> <td>26.82</td> </tr> </tbody> </table>									29SY	30SY	R元SY	R2SY	R3SY	譲許税率	106.20	106.20	106.20	106.20	106.20	基本税率	63.50	63.50	63.50	63.50	63.50	暫定税率	39.98	39.98	39.98	39.98	39.98	調整金(一)	41.79	40.45	39.38	36.44	29.72	調整金(二)	26.86	26.82	26.82	26.82	26.82
	29SY	30SY	R元SY	R2SY	R3SY																																								
譲許税率	106.20	106.20	106.20	106.20	106.20																																								
基本税率	63.50	63.50	63.50	63.50	63.50																																								
暫定税率	39.98	39.98	39.98	39.98	39.98																																								
調整金(一)	41.79	40.45	39.38	36.44	29.72																																								
調整金(二)	26.86	26.82	26.82	26.82	26.82																																								

② 問題点
 基本税率の場合、一次調整金の徴収はほぼ全部可能となるものの（注：指定糖の一次調整金単価は四半期毎に変動するため、一次調整金も全部徴収できない可能性もある。）、二次調整金の十分な徴収が行えず、調整金収入をもって国内甘味資源作物及び国内産糖生産支援をするという現行の砂糖制度の維持が困難となる。

改正の必要性和目的達成の見通し

① 改正の方向性

(R3SY実績値)

<u>1701.99-100</u> 角砂糖・棒砂糖			
指定糖調整金徴収限度額 302.59		316.43	
譲許税率 106.20 円/kg	調整金 56.54 円/kg	292.91	
CIF 196.39 円/kg	基本税率 63.50 円/kg	調整金 56.54 円/kg	暫定税率 39.98 円/kg
CIF 196.39 円/kg	CIF 196.39 円/kg	CIF 196.39 円/kg	

上記の②問題点に記載のとおり、基本税率の場合、機構は需給の緩和による国内糖価の下落を補填する財源としての二次調整金の十分な徴収が不可能となり、糖調法の運用に支障をきたす可能性が生じる。そのため、暫定税率を設定することにより、譲許税率の範囲内で一次、二次調整金の徴収を全額（注：指定糖の一次調整金単価は四半期毎に変動する関係で、時期によっては、ごくわずかに譲許税率を上回り調整金徴収額が全額とならない場合もある。）行うことが可能となり、現行制度の維持に寄与している。以上のことから、現行の暫定税率を引き続き延長する必要がある。

② 改正目的達成予定時期

WTO交渉の状況等によっては、香味着色糖等を含む指定糖について更なる譲許税率の削減等が予想されることから、改正目的達成時期については現行暫定税率を維持し、今後の更なる関税削減方式について柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。

改正の効果と妥当性

① 改正によって期待される効果

香味着色糖等の関税部分について暫定税率を設定することにより、譲許税率の範囲内で調整金を徴収することができ、それを財源として国内甘味資源作物及び国内産糖の生産の維持を図ることが可能となる。

【令和3砂糖年度適用実績（「増減税額」は試算値）】

	<p>※1701.99-100 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績 : 1,086 トン、213 百万円 ・ 増減税額 : 関税 (基本税率 63.50 円/kg、暫定税率 39.98 円/kg) $1,086,000\text{kg} \times (63.50 \text{ 円/kg} - 39.98 \text{ 円/kg}) = 26 \text{ 百万円}$ 調整金 (基本税率の場合 42.70 円/kg、暫定税率の場合 63.26 円/kg) ※42.70 円/kg は、WTO 協定税率 106.20 円/kg と基本税率 63.50 円/kg との差 63.26 円/kg は調整金税率。 $1,086,000\text{kg} \times (63.26 \text{ 円/kg} - 42.70 \text{ 円/kg}) = 22 \text{ 百万円}$ <p>関税暫定措置法が適用されない場合、関税は 26 百万円増となる。一方、調整金は 22 百万円減となり、調整金を財源とする国内甘味資源作物生産者等への支援に影響を及ぼすことになる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>令和5年度末をもって暫定税率を廃止して基本税率に戻した場合、WTO交渉の状況等により、国内甘味資源作物及び国内産糖の支持財源である調整金が徴収できない事態が発生し、我が国の砂糖制度の維持が困難となる可能性があるため、現行暫定税率を延長して柔軟な対応を行えるようにすることが妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>砂糖は、国民生活上なくてはならない基礎的食料である。また、砂糖の原料となるさとうきびは、沖縄県・鹿児島県南西諸島において、他作物に代替不可能な基幹的作物で、主に北海道で栽培されているてん菜は、地力確保のために不可欠な輪作体系を支える重要な作物であり、産地の製糖工場とともに地域の雇用・経済を支える重要な役割を果たしている。</p> <p>一方、我が国には国土条件等の制約から、国産品と輸入品には大きな内外価格差が存在するため、関税暫定措置法に基づく暫定税率を適用し、譲許税率の範囲内で輸入原料糖及び精製糖等の指定糖から調整金が徴収され、国内の砂糖産業を支援する交付金の財源とされている。このため、国内の甘味資源作物生産者の経営の安定、国内製造業に対する砂糖の安定供給等の観点で継続要望も多いことから、引き続き本制度の実施が必要である。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律】</p>

	輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	指定糖についての暫定税率は、ウルグアイ・ラウンド後に譲許して以降、その削減税率に応じて現在まで延長されている。
措置による効果	改正の効果と妥当性「①改正によって期待される効果」と同じ。

税 番	統計 細分	品 名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		【糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品】								
17.01		甘しゅ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしゅ糖（固体のものに限る）								
1701.91	000	その他のもの 香料又は着色料を加えたもの	63.50 円/kg	39.98 円/kg		63.50 円/kg	39.98 円/kg		106.20 円/kg	
1701.99	100	その他のもの 1 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	63.50 円/kg	39.98 円/kg		63.50 円/kg	39.98 円/kg		106.20 円/kg	
17.02		その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）糖水（香料又は着色料を加えていないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びキャラメル								
1702.90		その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む）								
	110	1 砂糖 -分蜜糖	35%	24.5%		35%	24.5%		61.9%	
	211	2 砂糖水 -分蜜糖のもの	35 % 又は 27 円/ kg の うち い ず れ か 高 い 税 率	24.6 % 又は 13.30 円 /kgの う ち い ず れ か 高 い 税 率		35 % 又は 27 円/ kg の う ち い ず れ か 高 い 税 率	24.6% 又は 13.30 円/kg の う ち い ず れ か 高 い 税 率		35.4%又は47 円/kgのうち いずれか高い 税率	
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く）								
2106.90		(2) その他のもの A 糖水（着色料又は香料を加えたものに限る。）								
	221	-分蜜糖のもの	35 % 又は 27 円/ kg の う ち い ず れ か 高 い 税 率	24.6 % 又は 13.30 円 /kgの う ち い ず れ か 高 い 税 率		35 % 又は 27 円/ kg の う ち い ず れ か 高 い 税 率	24.6% 又は 13.30 円/kg の う ち い ず れ か 高 い 税 率		52.5% 又は 49.70 円/kg のうち いずれか 高い税率	